

公 安 委 員 会	「道路交通法の一部を改正する法律の	令和 7 年 6 月 12 日
説明資料No. 1	施行期日を定める政令案」等について	交 通 局

1 概要

道路交通法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 34 号。以下「改正法」という。）の施行期日を定めるとともに、道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）及び道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）について所要の改正を行うもの。

2 主な内容

(1) 道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案

改正法の施行期日を令和 8 年 4 月 1 日とする。

(2) 道路交通法施行令の一部を改正する政令案

ア 側方通過時の自動車等による違反に対する免許点数及び反則金の額を規定する。

イ 自転車をはじめとする軽車両に対する反則金の額を規定する。

(3) 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案

ア 運転免許試験成績証明書の交付対象に係る規定を改める。

イ 仮運転免許証、交通反則告知書及び交通反則通告書の様式に所要の修正を加える。

3 意見公募手続の実施結果

2 (2) 及び (3) について、意見公募手続（令和 7 年 4 月 25 日から 5 月 24 日まで）を実施した結果、5,926 件の意見が寄せられた。

これらの内容について検討した結果、原案の修正を要するものとは認められないため、原案のとおり改正することとしたい。

なお、表記の適正化のため、所要の技術的修正を行うこととする。

4 今後の予定

令和 7 年 6 月 17 日（火）閣議決定、同年 6 月 20 日（金）公布

普通自転車の歩道通行について

取締りの基本的な考え方

- 自転車の運転者による反則行為のうち、交通事故に直結する危険な運転行為をした場合や、警察官の警告に従わずに違反行為を継続した場合といった、**悪質・危険な行為が自転車の交通違反の取締り対象となります※。**
- 一方で、**単に歩道を通行しているといった違反については、これまでと同様に、通常「指導警告」が行われます。青切符の導入後も、基本的に取締りの対象となることはありません※。**

※ 例えば、スピードを出して歩道を通行して歩行者を驚かせ立ち止まらせた場合や、警察官の警告に従わずに歩道通行を継続した場合には、取締りを受ける場合があります。

歩道通行のルール

1 歩道を通行できるとき

自転車は車道通行が原則ですが、次のようなときは、普通自転車は歩道を通行することができます。

- ① 道路標識・道路標示で歩道を通行することができるとされているとき
- ② 13歳未満若しくは70歳以上の方又は一定の身体障害を有する方が運転するとき
- ③ 車道又は交通の状況に照らして、自転車の通行の安全を確保するため、自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき※

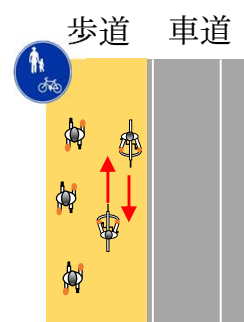
※ 著しく自動車の交通量が多い、車道の幅が狭いなど、事故の危険がある場合

「普通自転車歩道通行可」を示す
道路標識・道路標示



2 歩道を通行するときのルール

- (1) 普通自転車で歩道を通行する場合は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行※しなければなりません。
また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければなりません。
※ 徐行とは、直ちに停止することができるような速度で進行することをいいます。



- (2) 歩道に「普通自転車通行指定部分」が設けられている場合には、普通自転車通行指定部分を徐行しなければなりません※。

※ ただし、普通自転車通行指定部分については、歩行者がいない場合は、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができます。



普通自転車通行指定部分

公 安 委 員 会	「経済財政運営と改革の基本方針2025」	令 和 7 年 6 月 1 2 日
説明資料No. 2	等政府決定文書について	長 官 官 房

1 概要

- ① 経済財政運営と改革の基本方針（「骨太の方針」）2025（近日閣議決定予定）
経済財政運営の基本方針及び令和8年度予算編成の基本的な考え方
- ② 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版（近日閣議決定予定）
岸田内閣が打ち出した経済対策及び成長戦略
- ③ 規制改革実施計画（近日閣議決定予定）
構造改革を進めるため、当面実施すべき規制改革事項集
- ④ デジタル社会の実現に向けた重点計画（近日閣議決定予定）
我が国が目指すべきデジタル社会を実現するための政策集

2 主な警察庁関連項目（（ ）内は掲載文書）

- テロ、マネロン、ドローン利活用、高齢運転者等の事故防止、詐欺、オンライン賭博、犯罪被害者等に関する取組（①）
- 性犯罪・性暴力対策、DV対策、悪質ホストクラブ対策（①）
- 警備業における賃上げ・取引適正化（①・②）
- こどもの自殺対策、いじめ防止対策（①）
- 観光・短期滞在者の犯罪等への対応（①）
- 運転免許証・在留カードとの一体化（①・④）
- 自動運転に係る取組（①・②・③・④）
- 通学路等の交通安全対策、自転車の活用の推進（①）
- 外免切替手続（①）
- 周辺海域の情勢等に対応するための海上保安庁・自衛隊との連携（①）
- 災害対応に係る取組、インフラ対策（①・②）
- 偽・誤情報への対策（①）
- サイバーセキュリティ対策（①）
- 海賊版対策（②）
- ロボット農機の公道走行制度化（③）
- 自動運転タクシー等の許可手続の効率化（③）
- パーソナルモビリティの速度制限の緩和（③）
- 自動車保有関係手続のDX（③）
- 特定小型原動機付自転車の安全性確保（③）
- 金属ケーブル窃盗等の防止に係る立法措置（③）
- 犯収法等における本人確認方法の見直し（④）
- 警察業務のデジタル化（警察共通基盤の整備）（④）
- 刑事手続のデジタル化（④）
- 情報通信技術を用いた犯罪の抑止（④）